

エリザベト音楽大学 公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費を使用するうえでの本学教職員としての行動の指針を明らかにするものである。

1. 本学教職員は、公的研究費の使用にあたっては、関係法令及び当該公的研究費の使用ルール等のほか、本学が定める学内関係諸規程・取扱要領等を遵守する。
2. 本学教職員は、公的研究費が国民の税金等を原資としていること、また大学による管理が必要であることを認識し、研究計画にしたがって、公正かつ効率的な使用に努める。
3. 本学教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努める。
4. 本学教職員は、業者等との関係において、国民の疑惑や不信を招くおそれのないように、公正に行動する。
5. 本学教職員は、公的研究費に関する不正使用が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを認識し、公的研究費の使用に関する不正防止計画に基づき行動する。

附則

この規範は、2015 年 3 月 5 日から施行する。